

役員及び評議員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人飛山の里福社会（以下「法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条に定める理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に定める評議員をいう。
- (5) 選任等委員とは、評議員選任・解任委員会運営規程第2条に定めにより選任された者をいう。
- (6) 報酬等とは、公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当という。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費交通費（宿泊料含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分するものとする。

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員には、職務執行の対価として、報酬等を支給することができる。役員としての賞与は、理事会において承認され、評議員会にて議決された場合のみ支給することができる。また、退職慰労金として、社会福祉法人飛山の里福社会資産管理運用規程第2条第4項を適用することができる。

2 評議員、非常勤役員及び選任等委員には、職務執行の対価として、報酬等を支給することができる。ただし、賞与及び退職手当は支給しないものとする。

(報酬等の額)

第4条 常勤役員の報酬は、別表1に定める額とする。

2 評議員、非常勤役員及び選任等委員の報酬は、別表2に定める額とする。

(報酬等の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、年額を12分割し、支給日は4月分を翌月25日、以下順次で翌3月分を次年度4月25日とする。ただし、その日が国民の祝日または日曜日及び土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い国民の祝日または日曜日及び土曜日でない日を支給日とすることができる。

2 評議員、非常勤役員の報酬等は、年額分を当該会計年度内に1回にて支給する。臨時に当該会議に出席した場合は、その都度とする。選任等委員は、当該会議等に出席した場合はその都度、支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、現金で直接本人に支給しなければならない。ただし、本人の同意を得た場合には、口座振替の方法により支給することができる。

2 前項の場合、法令の規定により控除すべき金額がある場合であって、本人の同意があるときは、この額を控除して支給することができる。

(報酬等の日割り方法)

第7条 常勤役員が新たに就任した場合には、就任の日から報酬を支給するものとする。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合には、退任し、または解任された日までの報酬を支給するものとする。

3 月の途中における就任、退任、または解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第二項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 前条の規定に基づき計算した金額に1円未満の端数が生じた場合切り捨てるものとする。

(職員を兼ねる役員等の取扱い)

第9条 職員を兼ねる役員については、職員給与規程を適用して支給する職員給与に加えて、役員報酬を支給する。この場合、第4条第1項中「別表1」とあるのは「別表3」と読み替えるものとする。

(費用の弁償)

第10条 役員及び評議員がその職務遂行に当たって負担した費用については、遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支給することができる。

2 前項の費用のうち、職務遂行に当たり出張を命じられた場合の旅費交通費は、この法人の給与等細則内の旅費支給要項を準用するものとする。

3 評議員及び非常勤役員が、評議員会または理事会若しくは監事監査等に出席する場合は、費用弁償としてこの法人の給与等細則内の旅費支給要項を準用するものとする。

4 常勤役員には、通勤に要する経費として通勤手当を支給することができる。この場合の計算方法及び支給方法は、この法人の職員給与規程を準用するものとする。

(情報の公開)

第11条 この法人は、この規程をもって法第59条の2第1項第2号の規定に基づき公表する。

(改正)

第12条 この規程の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規程施行前に報酬等を支給すべき役員、評議員及び選任等委員が存する場合の報酬等の支給基準は、なおその効力を有する。

3 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1

(常勤役員の報酬)

区 分	報 酬 の 額
理 事 長	年額 9,600,000円

別表 2

(評議員及び非常勤役員の報酬)

(1) 評議員

区分	報酬の額
評議員会出席	年額 30,000円
上記の他、法人の業務執行のための出勤	日額 10,000円

(2) 理事

区分	報酬の額
理事会出席	年額 50,000円
上記の他、法人の業務執行のための出勤	日額 10,000円

(3) 監事

区分	報酬の額
監事監査・理事会・評議員会出席	年額 60,000円
上記の他、法人の業務執行のための出勤	日額 10,000円

(4) 評議員選任・解任委員

区分	報酬の額
評議員選任・解任委員会のための出席	日額 3,000円

別表 3

(常勤職員の報酬)

区分	報酬の額
理事	月額 50,000円